



2025年5月9日

各 位

会社名 株式会社**パイロットコーポレーション**
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 藤崎 文男
(コード番号 7846 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 人事部長 川島 俊二
(TEL. 03 - 3538 - 3700)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年5月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 60,300株
(3) 処分価額	1株につき 3,942円
(4) 処分総額	237,702,600円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び当社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く。以下、取締役と併せて「対象取締役等」という。）を対象に、対象取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、2021年度より導入している「役員報酬B I P信託」（以下「B I P信託」という。）を活用した役員向け業績連動型株式報酬制度の継続・内容の一部改定について2025年3月28日開催の第23期定時株主総会において承認を受けております。なお、B I P信託の概要については、2025年2月14日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の継

続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P信託の期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役等に対象を取引すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 40,905,200 株に対し 0.15%（小数点第3位を四捨五入、2024年12月31日現在の総議決権個数 385,356 個に対する割合 0.16%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象取締役等に対象を取引が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年5月8日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 3,942 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員全員（3名にて構成。うち2名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上